

定例公安委員会の開催状況について

令和7年7月3日に定例山形県公安委員会が開催されました。議事の概要は次のとおりでした。

1 定例会報告事項

(1) 山形県インターネット防犯連絡協議会総会の開催について

山形県インターネット防犯連絡協議会総会の開催について報告があった。

委員から、国内の企業等は、手口や手法等が日々変化し、対策上の盲点を突いてくるサイバー犯罪やサイバー攻撃に対し、強い警戒感を抱いている。協議会を有効活用し、対策の推進と訓練の反復に取り組むとともに、サイバー犯罪等に関する研究、分析を継続していただきたい旨の発言があった。

委員から、インターネット空間の利用により、仕事や生活の利便性が格段に良くなった反面、リスクを伴うことを周知させることが重要である。協議会の趣旨や開催内容が、参加する事業所や機関等において、所属する従業員や構成員の隅々まで周知されるよう努めていただきたい旨の発言があった。

委員から、サイバー犯罪やサイバー攻撃による被害の抑止や拡大防止は、一個人や一企業が万全に対処できるものではない。同じ危機意識を持つ協議会の参加メンバーが連携することで成果を挙げ、協議会設立の目的を達成することを期待したい旨の発言があった。

(2) 令和7年中（5月・6月）の飲酒運転検挙状況について

令和7年中（5月・6月）の飲酒運転検挙状況について報告があった。

委員から、飲酒運転で検挙された運転者等は、氷山の一角に過ぎないと思われる。山形県では飲酒運転は絶対に許さない、飲酒運転に厳しい県であることを知らしめていただきたい旨の発言があった。

委員から、飲酒運転は、運転者だけでなく、同乗者や酒類提供者等も処分の対象になることを改めて周知していただきたい旨の発言があったほか、飲酒運転の検挙事例を聞くと、当事者は露見しないと思って運転しているかもしれないが、パトロール中の警察官に見抜かれて検挙されるケースが多い。広報等では、飲酒運転は警察官が看破し、必ず検挙されるということを前面に出して、飲酒運転の抑止を図っていただきたい旨の発言があった。

委員から、新型コロナウイルス感染の流行以降、飲食店街周辺での検挙以外にも、自宅で飲酒後に車で外出し、近所で検挙されるケースがあることが分かった旨の発言があったほか、検挙の時間帯も昼夜を問わないため、飲酒運転防止の広報等では、酒類提供の夜間飲食店に限定せず、幅広く実施していただきたい旨の発言があった。

2 個別審議等会議

- 審査請求に対する裁決について
警察本部から、審査請求に対する裁決について説明を受け、決定した。
- 運転免許行政処分審査
警察本部から、運転免許の取消処分に係る意見の聴取、聴聞結果について説明を受け、決定した。
- 県内でのさくらんぼ盗難被害の発生状況について
警察本部から、県内でのさくらんぼ盗難被害の発生状況について報告があった。
- 令和6年中の専決処理状況について
警察本部から、令和6年中の専決処理状況について報告があった。
- 審査請求の受理について
警察本部から、審査請求の受理について報告があった。
- 公安委員会宛て苦情申出の受理について
警察本部から、公安委員会宛て苦情申出の受理について報告があった。